

○流山市政治倫理審査会条例

流山市政治倫理審査会条例

平成19年3月26日

条例第19号

(設置)

第1条 流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の確立を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、流山市議会議員政治倫理条例（平成19年流山市条例第18号。以下「倫理条例」という。）第7条第2項の規定に基づく政治倫理違反行為の存否についての調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 6人以内

(2) 市民 4人以内

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募その他適当な方法により、これを行うものとする。

4 第2項第1号に掲げる委員の任期は4年とし、同項第2号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査請求に係る調査等)

第6条 審査会は、倫理条例第6条の規定による調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、速やかに調査を行い、その結果を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、議長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている議員（以下「調査対象者」という。）に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、調査対象者その他関係人は審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4 審査会は、前3項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の報告に係る者が議員であるときは、その旨を議長に通知するものとする。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、調査対象者又は倫理条例第6条の規定により調査の請求をした者（以下「調査請

求者」という。) から申出があったときは、当該調査対象者又は調査請求者に対し、審議会の会議において意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第3項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。

(意見書等の提出)

第9条 調査対象者又は調査請求者は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。